

「乗鞍スカイラインE Vレンタカー実証実験事業」実施概要

I. 事業の目的

乗鞍岳へ訪れる機会（手段）を拡大し、その動向を調査することで、乗鞍岳の利用者減少の原因が乗鞍スカイラインの利用環境とどのどのような因果関係があるのか、自ら運転して乗鞍へ訪れることのニーズ、乗鞍岳そのものの魅力の把握、乗鞍岳と周辺エリア（高山市街地含む）の連携の手法、自然観察や体験学習などといった体験・教育との連携の模索を行い、乗鞍岳と一体となった周辺地域の振興策の検討及び将来的な電気自動車の通行のあり方に関する検討を行うことを目的に、乗鞍スカイラインE Vレンタカー実証実験事業（以下、「E Vレンタカー事業」という。）を実施する。

II. 事業の概要

民間のレンタカー事業者が所有するE Vレンタカーの通行を試験的に認め、乗鞍岳の利用環境の快適性、ニーズ、消費動向などに関するアンケート調査やE Vレンタカーの走行に伴う乗鞍スカイラインへの影響、E Vレンタカーを実施する場合の運営方法や課題等についての調査を行う。

(1) 期 間：平成29年度から平成32年度までの4年間

(2) 実施内容：

- ①乗鞍自動車利用適正化協議会（以下、「適正化協議会」という。）の許可を受けたE Vレンタカーによる一般利用者の乗鞍スカイライン走行実験
- ②同実験への参加者及びレンタカー事業者を対象とした、電気自動車のレンタカー限定により乗鞍スカイラインを通行できることに対する感想、乗鞍岳の快適性、乗鞍岳の魅力、ニーズ、消費動向、事業実施の課題などに関するアンケートの実施

III. 対象車両

レンタカーとして使用する車両は電気自動車（E V）または燃料電池自動車（F C V）とする。

IV. 事業応募資格

- (1) 国土交通大臣が定めるE Vレンタカー事業の許可を受けた事業者
- (2) 原則として高山市内にレンタカーの受付窓口を設置できる事業者
- (3) 当該事業の目的、事業概要、実施内容等に賛同し、協力可能な事業者

V. 応募から事業開始までの流れ

- ①応募要件等を確認し、応募用紙で申し込み
- ②適正化協議会より参加決定の通知
- ③適正化協議会において、参加が決定した事業者（以下、「運営事業者」という。）がE

V レンタカー事業で使用する車両の乗鞍スカイライン通行許可手続きを実施

④事業のPRや周知

⑤乗鞍スカイライン通行許可手続き完了後、運用開始

VI. 車両の手配等

(1) 運営事業者が調達

(2) レンタカー利用料金は運営事業者の基準による

VII. レンタカー利用者（以下、「利用者」という）の参加要件

(1) 運営事業者が指定する借入れ要件に合致する利用者

(2) アンケートの記入や情報収集等に協力可能な利用者

(3) 中部山岳国立公園のルールや各種留意事項等を遵守できる利用者

VIII. その他

(1) 乗鞍環境保全税300円及び駐車料金1,750円は利用者の負担とする。